

○人口動態調査令施行細則等の一部を改正する省令の施行について

(平成元年三月二四日)

(薬発第二九二号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

人口動態調査令施行細則等の一部を改正する省令(平成元年厚生省令第一〇号。以下「改正省令」という。)が三月二四日公布され、同日施行された。このうち、当局所管の省令の改正の概要等は左記の通りであるので、貴管下関係業者及び関係団体に周知徹底を図る等その円滑な施行につきよろしくお取り計らい願いたい。

記

第一 当局所管の省令の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる厚生省令により定められた様式中の「昭和」の語句を「平成」に改める等必要な改正を行つたものであること。

- (1) 薬事法施行規則(改正省令第四一条関係)
- (2) 薬剤師法施行規則(改正省令第四二条関係)
- (3) 薬事工業生産動態統計調査規則(改正省令第四三条関係)
- (4) 毒物及び劇物取締法施行規則(改正省令第四四条関係)
- (5) 覚せい剤取締法施行規則(改正省令第四五条関係)

第二 改正省令の附則の概要

1 改正省令の施行の際改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと。(附則第二項関係)

2 改正省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができることとしたこと。(附則第三項関係)

第三 当局関係通知により定められた様式の取扱い

今回の省令改正に合わせ、当職始め当局から発せられた通知等により定められた様式についても改正省令による様式の改正等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。

なお、様式変更の主な方法は次の通りであること。

- (1) 交付、申請、許可等の年月日の記載欄

例：「昭和 年 月 日」→「平成 年 月 日」

- (2) 生年月日、初診日等過去の日時を特定するもの

例：「昭和 年 月 日」→「 年 月 日」

「昭 . . . 」→「 . . . 」

「／明治／大正／昭和／」→「／明治／大正／昭和／平成／」

「／明／大／昭／」→「／明／大／昭／平／」